

自治会又はまちづくり協議会でイベントを計画する際の留意事項について

R6.6.12 消防本部予防課

イベントを計画する際には、日時、場所、内容について、事前に消防署へ相談してください。イベント内容によって、下記の各種届出書の提出が必要な場合があります。

連絡先

消防本部予防課	0797-73-1953
西消防署予防係	0797-73-1966
東消防署予防係	0797-88-5883

① 「火災と紛らわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書」

→煙や火炎が発生するイベントを実施するときに、西又は東消防署に提出してください。

【例】とんど焼、バーベキューイベント、キャンプファイヤーイベント、火起こしイベントなど。

② 「煙火（打上げ・仕掛け）届出書」

→打上げ花火を使用するイベントを実施するときに、西又は東消防署に提出してください。

【例】地域の夏祭りで実施する打上げ花火など。

※がん具用（おもちゃ）花火は届出対象外です。

③ 「催物開催届出書」

→劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場以外の建物内で、イベントを実施するときに、西又は東消防署に提出してください。

→イベントの内容は、演劇、映画、音楽、スポーツなどが該当します。

【例】自治会などが主催し、広くお客さんをお呼び込んで開催する映画鑑賞、音楽イベント、演劇イベント及びスポーツ大会など。

④ 「露店等の開設（対象火気器具等使用）届出書」

→火気器具等を使用して、祭礼、縁日、花火大会、展示会などの多数の者が集合するイベントを実施するときに、西又は東消防署に提出してください。

→火気器具とは、石油ストーブ、発電機、七輪、カセットこんろ、電子レンジ、IHこんろ、ホットプレートなどが該当します。

【例】盆踊りで発電機を使用するなど。

※イベントの内容によっては、①と②の届出が追加される場合があります。

⑤「喫煙・裸火使用・危険物品持ち込み承認申請書」

- ・劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場のそれぞれ舞台や客席。
 - ・飲食店の舞台。
 - ・百貨店、マーケット、展示場のそれぞれ売場や展示部分。
 - ・屋内展示場、映画スタジオ、屋内駐車場、文化財等建築物の内部や周囲。
- 原則、上記の場所では、喫煙したり、裸火（ろうそくなど）を使用したり、危険物品（火薬など）を持ち込むことはできません。しかし、このルールの解除を希望するときには、消防本部予防課へ提出してください。

【例】劇場舞台でろうそくを使った演出、劇場舞台で火薬類を使った演出など。

※ 上記①から⑤の届出については、事前相談の際に、追加指導（消火器具の設置など）や現地確認を実施することがあります。